

(新)	(旧)	備考
第1章 総則	第1章 総則	
第9条（協議等）	第9条（協議等）	
1. 本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、本規約の何れかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。	本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、本規約の何れかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。	（追加）
2. 当社が本条に基づく権利、権限または又は特権行使せずまたは又はその行使が遅延した場合であっても、当社がこれを放棄したことはならず、単独で、もしくは一部のみを行使した場合であっても、利用契約上のその他の権利、権限もしくは特権の行使、または又は将来における行使を放棄したことはならないものとします。		（新設）
第7章 秘密情報などの取り扱い	第7章 秘密情報などの取り扱い	
第37条（秘密情報の取り扱い）	第37条（秘密情報の取り扱い）	
1. 契約者及び当社は、本プログラム遂行及び当社プラットフォーム上で動作する契約者等が企画、開発、販売、運営するサービスの遂行（以下「本目的」といいます。）のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他の業務上の情報のうち、相手方が秘密情報である旨明示した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。	1. 契約者及び当社は、 本プログラム遂行 のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他の業務上の情報のうち、相手方が秘密情報である旨明示した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。	（追加）
（1）秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報	（1）秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報	
（2）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報	（2）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報	
（3）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発したことを証明できる情報	（3）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発したことを証明できる情報	
（4）利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報	（4）利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報	
（5）本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報	（5）本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報	
（6）相手方から提供を受けた時点で、既に知得していたことを証明できる情報		（新設）
4. 契約者は、認定パートナーに対し、本目的のために必要な範囲に限り、当社から取得した秘密情報を開示することができるものとします。ただし、契約者は、認定パートナーに対し、本条に基づき自己が負うのと同等の義務を課すものとし、認定パートナーの義務違反につき責任を負うものとし、		（新設）
5. 契約者及び当社は、本条に基づき開示する秘密情報に関し、当該開示ができる正当な権利を有していることを保証します。		（新設）
6. 秘密情報は「現状有姿」で開示されるものとし、前項に定める保証を除き、契約者及び当社は、本条に基づき開示する秘密情報に関しいかなる保証（情報の正確性、完全性、特定の目的への適合性、第三者の知的財産権その他の権利の非侵害に係る保証を含むがこれらに限られない。）もしないものとし、秘密情報の使用により秘密情報の提供を受けた当事者に損害が生じた場合であっても、いかなる責任も負わないものとします。		（新設）
7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本目的の範囲内でのみ使用し、必要な範囲内で秘密情報を体化した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。	4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を 本プログラム遂行 の範囲内でのみ使用し、 本プログラム遂行 上必要な範囲内で秘密情報を体化した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、 本プログラム遂行 上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。	（変更）
8. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第22条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせると共に、再委託先による当該義務違反を自らによる違反として契約者に対して責任を負うものとします。	5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第22条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせると共に、再委託先による当該義務違反を自らによる違反として契約者に対して責任を負うものとします。	（変更）
9. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の複製等した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本プログラム用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。	6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の複製等した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本プログラム用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。	（変更）
10. 契約者及び当社は、利用契約の締結及び利用契約等に基づく秘密情報の開示又は受領が、利用契約等に基づく秘密保持の義務に違反しない限りにおいて、いかなる場合であっても、契約者及び当社が相手方の製品・サービスと競合する可能性のある製品・サービスを開発、製造、取得、販売等する権利を妨げるものではなく、また、契約者及び当社が第三者といかなる事業関係を築く権利を妨げるものではないことを、相互に確認します。		（新設）
11. 契約者及び当社は、秘密情報の提供を受けた当事者が利用契約等に違反し、又は違反するおそれがある場合は、当該違反の停止（違反行為により生じた物の廃棄を含む）又は予防措置を講じるよう請求することができるものとします		（新設）
12. 本条の規定は、本プログラム終了後、5年間なお有効に存続するものとします。	7. 本条の規定は、本プログラム終了後、5年間なお有効に存続するものとします。	（変更）
第38条（個人情報の取り扱い）	第38条（個人情報の取り扱い）	
5. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第11項の規定を準用するものとします。	5. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。	（変更）
別紙A	別紙A	
制定 2023年4月14日 最終改定 2023年8月1日	制定 2023年4月14日	（新設）